

変更後仕様

原産性に関する情報が提供できる場合と提供できない場合を明確に区別するため、「原産地証明者等区分」に以下のコードを追加しました。

- 「Q」 製造者による原産品申告書（原産性に関する情報が提供できない場合）
- 「F」 輸出者による原産品申告書（原産性に関する情報が提供できない場合）

※「原産性に関する情報」とは、貨物が協定上に定める要件を満たしていることを説明する資料を指す。

内消費税等種別	減免税コード	内消費税等減税額	内消費税等種別	減免税
1			2	
3			4	
5			6	

EUF7

「原産地証明書識別」欄は、
原産地（申告）種別（2桁） + **原産地証明者等区分（1桁）** + 貨物の種類（1桁）を入力する。

原産地証明者等区分（**3桁目**）は以下のとおり。背景黄色のコードを入力可能とする。

区分	内容
T	輸出国当局が発給した原産地証明書（第三者証明）
A	認定輸出者による自己証明（原産地申告）
P	製造者による原産品申告書
Q	製造者による原産品申告書（原産性に関する情報が提供できない場合）
E	輸出者による原産品申告書
F	輸出者による原産品申告書（原産性に関する情報が提供できない場合）
I	輸入者による原産品申告書
O	原産地証明書等の提出が不要な場合